

■農家の皆さんご利用ください！

平成21年度園芸産地拡大事業

市では、農業に取り組みたい人の募集や、農業事業に対してさまざまな支援を行っています。現在では、園芸作物の産地作りを目指して農業者などが行う整備や、生産資材の購入経費に対して助成しています。また、転作田へ園芸作物を作付する場合の暗渠費用の助成事業を新たに追加しましたのでご利用ください。

| 事業名 | 要件および必要書類 | 補助率 |
|-------------------------|--|--------------------------------------|
| ①園芸用ハウス整備事業 (附帯設備含む) | 【対象要件】 ・面積が99㎡以上で、おおむね6カ月以上の利用期間があること ・対象事業費は3.3㎡あたり1万円を上限とする。 ・ハウスに内張りカーテンを設置する場合の対象事業費は3.3㎡あたり3千円を上限とする。(過去に本事業で設置したハウスが、ハウスと同時に整備する内張カーテンのみ対象) 【必要書類】 申請書、収支予算書、実施計画書、設計図、位置図、2社以上の見積書、カタログ(設備のみ) ※新規就農者は新規就農計画の写し | 【補助率】 各事業20%以内 新規就農者は30%以内【注1】 |
| ②園芸用機械整備事業 | 【対象要件】 ・購入費が30万円以上の機械の導入であること 防除機械、管理機、定植機、収穫機、選別機、包装機、結束機、根菜類洗浄機、暖房機、予冷庫、その他園芸専用機械など 【必要書類】 申請書、収支予算書、実施計画書、2社以上の見積書、位置図、カタログ類、 ※新規就農者は新規就農計画の写し | 【補助限度額】 ①90万円 ②60万円 |
| ③環境保全資材整備事業 | 【対象要件】 ・事業実施面積は施設栽培99㎡以上、露地栽培500㎡以上であること 生分解性マルチ、防虫ネットなど 【必要書類】 ・申請書、収支予算書、実施計画書、位置図、2社以上の見積書、カタログ類 | 【補助率】 各事業20%以内 |
| ④園芸産地定着化事業 | 【対象要件】 ・事業実施面積は施設栽培99㎡以上、露地栽培500㎡以上であること ・客土厚は10cm以上であること 水田に園芸作物を作付するための客土および暗渠 【必要書類】 ・申請書、収支予算書、実施計画書、平面図、横断面図、2社以上の見積書、位置図 | 【補助限度額】 ③④ともに20万円 |
| ⑤園芸生産者確保対策事業 | 【対象要件】 ・事業対象面積は施設栽培99㎡以上、露地栽培500㎡以上であること ・これまで、対象となる品目の出荷および販売を行っていないこと ・生産された農作物は、全て出荷および販売を行うこと 新規に取り組み園芸振興品目の種苗購入費【注2】 【必要書類】 ・申請書、収支予算書、実施計画書、見積書、位置図 | 【補助率】 各事業20%以内 【補助限度額】 10万円 |
| 注意事項 | <ul style="list-style-type: none"> ●事業対象者は、市内の農業者、農業生産組織および農業者団体 ●販売を目的とした園芸作物の生産に要する施設、設備、資材および種苗を対象とします ●既存施設・機械の更新および中古施設・機械の購入は対象外とします 【注1】県による就農計画の認定を受けてから5年以内の農業者 【注2】1日1億円創出事業における野菜、花卉、果樹の重点品目および推進品目(キュウリ、イチゴ、トマト、ナス、ソラマメ、ホウレンソウ、キャベツ、ニラ、ニンニク、スイートコーン、エダマメ、カボチャ、ハクサイ、ネギ、タマネギ、レタス、コマツナ、ツボミナ、ダイコン、カブ、キク、ストック、トルコギキョウ、バラ、シクラメン、リンゴ、ブルーベリー、オウトウ) | |
| 申込方法 | 産業経済部農産園芸畜産課 園芸振興係(中田庁舎内)または、各総合支所 地域生活課 産業建設係に備え付けの申込用紙を使って申し込みください | |
| 問い合わせ | 産業経済部農産園芸畜産課 園芸振興係 ☎ 0220(34)2713 | |

連載 第3回

自分らしく登米らしく 男女が輝くまちづくり

今月号では、協働のまちづくりを進める方策の一環として取り組んでいる「地域次世代リーダー養成講座」の初回講座の様子と、男女共同参画について市民の皆さんの取り組みの様子や、条例制定の取り組みについてお知らせします。

協働のまちづくりを進める「4つの事業」

市では、協働のまちづくりを進めるために、人づくり(地域の担い手)、条例づくり(まちづくりのルール)、計画づくり(地域の将来の姿)、市民活動拠点づくり(市民と市民をつなぐ)の4つを「協働4づくり事業」として進めています。

地域の次世代リーダーを育てよう

人づくりの取り組みである「地域次世代リーダー養成講座」。

この講座は、市民活動を行う際に必要な知識と方法を学び、地域づくりに取り組む人材を育成していくと開催しています。

この事業は、昨年から実施



お互いに自己紹介をする講座受講生

さて、8月25日に迫公民館で今年度の講座の開講式と初回講座が開催され、各町域から合計35人が参加しました。

当日は、「協働のまちづくり推進プラン」について、職員から説明がされた後、第2講座では布施市長を講師として、「登米市の魅力とこれからのまちづくりについて」と題した講話がされました。

講座では、人とのかわり合いの大切さを学ぼうと、受講生全員で、限られた時間内に何人か自己紹介ができるかというゲームを行い、参加した皆さんは、時間がたつのも忘れて、お互いに話し合いをしていました。

この講座は全10講座で今後毎月開催される予定となっています。

男女共同参画について考える

男女共同参画について考えよう、みやぎパートナーズデー「男女共同参画フォーラム2009 in たがじょう」が8月29日多賀城市文化センターで開催されました。フォーラムでは、脳トレニングなどで有名な東北大学加齢医学研究所の川島隆太教授の基調講演をはじめ、パネリストとして「男が女にコンクール」の表彰式が行われました。

基調講演では、「暮らしの中で実践できる脳の活性化」『男女共同参画』が脳を元気にし、仕事と生活の調和を取り時間を作る(ワーク・ライフ・バランス)ことが生

活習慣の改善につながり、脳の活性化に大きな影響を与え、という、研究結果をもとに講話が行われました。



「みやぎパートナーズデー」に参加した皆さん

「男らしく」「女らしく」ジェンダーとは?

「男のくせに」や「女なんだから」などという言葉に象徴される、社会的性別を指す「ジェンダー」。

このジェンダーについてのセミナーが9月5日、NPO法人すくすく保育研究所が主催し出前講座として「ジェンダーってなあに？」と題して開催されました。

セミナーには、市内の子育て中の女性の皆さん16人が参加。「自分らしく」「自信を持つ」「自分のことを大切に考える」など、ジェンダーについて

て学びました。



ジェンダーについての理解を深めました

条例制定に向けて皆さんの声を聞いています

市では、(仮称)登米市男女共同参画条例の制定にあたり、市民の皆さんの意見をより多く取り入れるため、「地域でより良く暮らすために」などをテーマに、男女共同参画などに関する活動を行っている団体と意見交換会を行っています。

交換会では、課題解決へ向けて、行動するための仕組みづくりや話し合いを、ワークショップなどを利用して行い、皆さんの貴重な意見を集約しています。

【問い合わせ】

企画部市民活動支援課
☎ 0220(22)2173